

船舶職員養成施設

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二)

(1) 指定・登録基準

船舶職員及び小型船舶操縦者法

(準用)

第十七条の十九

第十七条の二及び第十七条の三の規程は船舶職員養成施設並びに第十三条の二第一項の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規程は登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成施設における船舶職員の要請を行う者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第三」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の要件等)

第十七条の十九において準用する第十七条の二

国土交通大臣は、第十七条の十八の規定による登録の申請が、別表第三の上欄に掲げる船舶職員養成施設の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により船舶職員養成施設における船舶職員の養成が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣は、第十七条の十八の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条の十九において準用する第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成の実施に関する事務（以下「登録船舶職員養成事務」という。）を行う役員のうち前に前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 (略)

別表第三(第十七条の十九関係)(略)

(2) 指定・登録法人

法人の名称：(一社) 広島海技学院

指定・登録時期：平成17年3月

法人の連絡先：〒734 - 0012 広島県広島市南区元宇品町41-18

指定・登録の理由：平成15年の改正法附則により、登録を受けた講習と見なされているため。

法人の名称：(一財) 尾道海技学院

指定・登録時期：平成17年3月

法人の連絡先：〒722 - 0025 広島県尾道市栗原東2-18-43

指定・登録の理由：平成15年の改正法附則により、登録を受けた講習と見なされているため。

法人の名称：(一財) 関門海技協会

指定・登録時期：平成17年3月

法人の連絡先：〒750 - 0066 山口県下関市東大和町 2-3-25

指定・登録の理由：平成15年の改正法附則により、登録を受けた講習と見なされているため。

法人の名称：(一財) 日本船舶職員養成協会

指定・登録時期：平成17年5月

法人の連絡先：〒231-0811 横浜市中区本牧ふ頭3番地

指定・登録の理由：平成15年の改正法附則により、登録を受けた講習と見なされているため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ・照会等

特になし

※(1)の基準を満たす者であれば、誰でも登録を受けることができます。